



制度改正による児童手当の手続きはもうお済みですか？



申・問 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118

児童手当は、令和6年10月（令和6年12月支給分）から制度改正が行われました。制度改正により申請が必要で手続きがまだ完了していない人は、手続きをお願いします。

（※公務員の人は、職場での手続きになります）

【申請が必要な人】

- 所得制限により、令和6年9月分の手当を受給していない人
- 末子が高校生年代※¹で、令和6年9月分の手当を受給していない人
- 児童手当を受給中で、学費や生活費などを経済的に負担している大学生年代※²の子が上におり、かつ大学生年代の子を含めて養育している子が3人以上いる人（申請をした場合、第3子以降の月額が加算される場合があります）

※1 高校生年代…平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの子

※2 大学生年代…平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子

■申請期限 令和7年3月31日(月) 必着

注）制度改正に伴う申請期限は、令和7年3月31日となっています。期限までに申請があった場合は、令和6年10月分から遡って支給されます。令和7年4月1日以降に申請された場合は、申請した月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

■申請方法

多久市のホームページで確認または福祉課こども係にお問い合わせください。



※お知らせ

■申込期間

3月3日(月)～14日(金)
必着

■提出書類

履歴書（写真付、希望職記載）、ハローワーク紹介状

■加入保険

（共通）雇用・労災・社会保険、厚生年金

短時間…時給 1,081円

賞与 40万円以上（年2回）
賞与 31万円以上（年2回）

■賃金

正 規…月給 175,800円（高卒）

※夏休み等は勤務無

■勤務時間

短時間…
8時30分～15時15分

■応募資格

正 規…34歳以下
短時間…59歳以下

（※60歳以上は要相談）

■募集人員

正 規（調理員）1人
短時間（調理員）1人

学校給食センター職員（調理員）を募集します

問 一般財団法人 多久市学校給食振興会（多久市学校給食センター）

☎0952-71-2036



■試験予定日

3月19日(水)

面接試験、適性検査を実施

※時間および場所は、応募者に通知します

■採用予定 正 規…4月1日(火)

短時間…4月7日(月)

■提出先

〒846-0024

多久市南多久町

大字下多久2898番地10

多久市学校給食センター

